

「一般ガス供給約款」の廃止、「個別約款（一般料金契約）」の新設
および「基本約款」の変更について

1. 趣旨

2021年10月1日に経過措置料金規制が解除されることを受け、一般料金の供給条件を定める「一般ガス供給約款」を廃止し、「個別約款（一般料金契約）」を新設いたします。
また、「基本約款」について、記載内容を変更いたします。

2. 変更の概要について

(1) 「一般ガス供給約款」の廃止

経過措置料金規制の解除に伴い、「一般ガス供給約款」を廃止いたします。料金表や供給条件は「個別約款（一般料金契約）」（新設）と「基本約款」に規定いたします。

(2) 「個別約款（一般料金契約）」の新設

経過措置料金規制の解除に伴い、「個別約款（一般料金契約）」を新設いたします。
なお、料金表については変更いたしません。

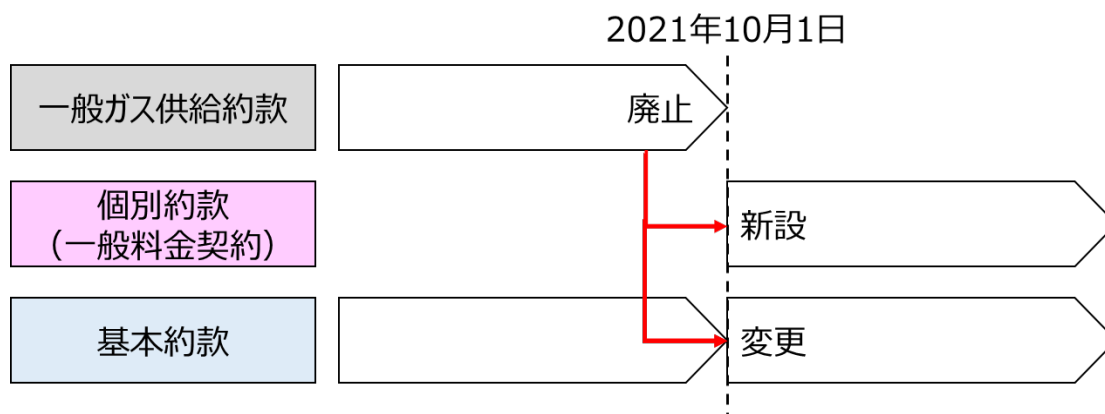
※詳細は「個別約款（一般料金契約）」と[新旧対照表](#)にてご確認ください。

(3) 基本約款の変更

主な変更点は以下の通りとなります。詳細は[新旧対照表](#)にてご確認ください。

- ①「一般ガス供給約款」の廃止に伴う形式的な変更
- ②反社会的な勢力の排除に関する規定を追加

【変更イメージ】



3. 主な変更内容について

「一般ガス供給約款」の廃止、「個別約款（一般料金契約）」の新設および「基本約款」の変更に

伴う主な変更点は以下の通りとなります。

なお、前項に記載の通り、料金表は変更いたしません。

【主な変更点について】

項目	変更内容
①内管工事（ガス工事）	内管工事は原則、ガス導管事業者が実施するものであるため、関係する規定を削除します。
②書面交付義務	ガス事業法に基づく契約締結時および契約締結後の書面交付義務について規定します。
③承諾の限界	料金のお支払いが確認できない等の理由により、お客さまのお申込みを承諾できない場合について規定します。
④供給停止	支払期限日経過後に、供給停止 15 日前と 5 日前に予告を行った上で供給停止を実施する旨を規定します。
⑤変更時の取扱い	約款を変更することがある旨、その適用時期、公表方法（当社ホームページに掲載）および供給条件の説明方法（変更しようとする事項のみを、書面の交付やインターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法で説明）を規定します。
⑥反社会的勢力の排除	反社会的勢力の排除に関する規定を追加します。
⑦合意管轄	大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定します。

以上